

12. 法人事業税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等				交付の時期等 [交付金の使途]																																																														
市町村 [道府県]	<p>1. 法人事業税は、次の税率により、課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">法人の種類</th> <th rowspan="2">所得等の区分</th> <th colspan="2">税率(%)</th> </tr> <tr> <th>平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度</th> <th>令和元年10月1日以後に開始する事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">所得を課税標準とする法人</td> <td rowspan="4">普通法人, 公益法人等, 人格のない社団等</td> <td rowspan="3">所得割</td> <td>軽減税率適用法人 年400万円以下の所得</td> <td>3.4</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え, 800万円以下の所得</td> <td>5.1</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>年800万円を超える所得等</td> <td>6.7</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>軽減税率不適用法人の所得等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特別法人</td> <td rowspan="3">所得割</td> <td>軽減税率適用法人 年400万円以下の所得</td> <td>3.4</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超える所得等</td> <td>4.6</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>軽減税率不適用法人の所得等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入金額とする法人</td> <td>電気・ガス供給業, 保険業又は貿易保険業</td> <td>収入割</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">外形標準課税法人</td> <td rowspan="6">資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える法人</td> <td rowspan="4">所得割</td> <td>軽減税率適用法人 年400万円以下の所得</td> <td>0.3</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え, 800万円以下の所得</td> <td>0.5</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>年800万円を超える所得等</td> <td>0.7</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>軽減税率不適用法人の所得等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>収入割</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>				区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)		平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	所得を課税標準とする法人	普通法人, 公益法人等, 人格のない社団等	所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	3.4	3.5	年400万円を超え, 800万円以下の所得	5.1	5.3	年800万円を超える所得等	6.7	7.0	軽減税率不適用法人の所得等			特別法人	所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	3.4	3.5	年400万円を超える所得等	4.6	4.9	軽減税率不適用法人の所得等			収入金額とする法人	電気・ガス供給業, 保険業又は貿易保険業	収入割	0.9	1.0	外形標準課税法人	資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える法人	所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	0.3	0.4	年400万円を超え, 800万円以下の所得	0.5	0.7	年800万円を超える所得等	0.7	1.0	軽減税率不適用法人の所得等			付加価値割	1.2	1.2	資本割	0.5	0.5	収入割	0.9	1.0	<p>8月：前年度3月～7月収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分</p> <p>3月：12月～2月収入分</p> <p>（※令和元年度のみ）</p> <p>8月：前年度10月～7月収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分</p> <p>3月：12月～2月収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)																																																																
			平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度																																																															
所得を課税標準とする法人	普通法人, 公益法人等, 人格のない社団等	所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	3.4	3.5																																																														
			年400万円を超え, 800万円以下の所得	5.1	5.3																																																														
			年800万円を超える所得等	6.7	7.0																																																														
		軽減税率不適用法人の所得等																																																																	
特別法人	所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	3.4	3.5																																																															
		年400万円を超える所得等	4.6	4.9																																																															
		軽減税率不適用法人の所得等																																																																	
収入金額とする法人	電気・ガス供給業, 保険業又は貿易保険業	収入割	0.9	1.0																																																															
外形標準課税法人	資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える法人	所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	0.3	0.4																																																														
			年400万円を超え, 800万円以下の所得	0.5	0.7																																																														
			年800万円を超える所得等	0.7	1.0																																																														
			軽減税率不適用法人の所得等																																																																
		付加価値割	1.2	1.2																																																															
		資本割	0.5	0.5																																																															
収入割	0.9	1.0																																																																	
<p>2. 法人事業税交付金は、道府県が、法人事業税の収入額に7.7%(令和2年度は3.4%)を乗じて得た額を、市町村に対し、従業者数であん分(※)して交付する。</p> <p>※ 経過措置あり</p> <p>令和2年度:法人税割額</p> <p>令和3年度:2/3…法人税割, 1/3…従業者数割</p> <p>令和4年度:1/3…法人税割, 2/3…従業者数割</p>																																																																			

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	—	—	—	—	—